

奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十九号

奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会規則を廃止する規則

奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。